

議第24号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 3京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会の項を削り、同表3京都市東部エリア活性化将来構想検討委員会の項を次のように改める。

京都市東部エリア活性化将来構想検討委員会	京都市東部エリアの活性化に係る構想の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
京都市基本計画審議会	京都市基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	2年

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会を廃止するとともに、市長の附属機関として京都市基本計画審議会を設置する必要があるので提案する。